

Title	少年に対する更生保護事業の在り方： 日韓における更生保護施設による取組を比較して
Sub Title	A study on the prevention of recidivism of juvenile crime : the new role of halfway houses in Japan
Author	朴, 珠熙(Park, Ju Hee)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2018
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.119, (2018. 12) ,p.105- 137
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20181215-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

少年に対する更生保護事業の在り方

——日韓における更生保護施設による取組を比較して——

朴 珠 熙

- 一 問題の所在
- 二 日本における少年に対する更生保護事業
 - (一) 概 観
 - (二) 各更生保護施設による取組
 - 1 家族関係の修復に向けた支援の例
 - 2 職業訓練の支援の例
- (三) 考 察
- 三 韓国における少年に対する更生保護事業
 - (一) 少年犯罪の現況とその対応
 - 1 少年犯罪の現況
 - 2 少年犯罪への対応
 - (二) 更生保護事業
 - 1 韓国法務保護福祉公団
- 四 少年に対する更生保護事業の今後の在り方
 - 1 評 価
 - 2 改善すべき点

一 問題の所在

二〇一六年現在、少年院出院者二、七五〇人のうち、出院時の帰住先が更生保護施設又は自立準備ホームであった少年は一五〇人に留まる⁽¹⁾。少年院を出た大半の少年が家族の元に戻り、全体のわずか約5%だけが、更生保護施設又は自立準備ホームに帰住している。

しかし、更生保護施設は、少年院を仮退院した少年、家庭裁判所から保護観察処分を受けた少年、さらに、家庭裁判所調査官による試験観察中に補導委託された少年が改善更生・社会復帰のために必要な支援を受けられる唯一の場であるといえる。それ故、更生保護施設による取組を除いて少年の再非行・再犯への対策を考えることはできない⁽²⁾。

更生保護施設は、基本的に、その対象者が成人であれ少年であれ、帰る場所のない者に居場所を提供し、早期に就職できるように働きかけることで、再犯防止の役割を果たしてきた。それが、近年、対象者の特性に応じた支援の必要性が唱えられ、少年に対しても、少年に特化された支援の実施が求められるようになった。実際、少年を保護する一部の施設では、その要請に応えるよう努めている様子が窺われる。しかし、現在の更生保護施設による少年への支援が、少年の再非行・再犯の問題に上手く対応しているかについては疑問に思える点もある。したがって、更生保護施設による少年に対する支援の現状を分析し、その課題や改善案に関する議論が必要である。

それ故、本稿では、まず、更生保護施設における少年に対する支援の現状を確認し、少年の再非行・再犯問題への対策として更生保護施設の果たすべき新たな役割と現在の取組の見直しを内容とする改善案を提示することにする。

なお、その改善案を検討するに際し、韓国における更生保護施設による少年に対する支援の内容を参考にしたい。韓国の更生保護事業は、主に、法務部傘下の韓国法務保護福祉公団という公法人によって運営されている。よって、

民間の更生保護施設により更生保護事業が行われている日本とは異なる点が多く、現在日本が抱えている課題に示唆する点があると思われる。それ故、韓国における少年に対する支援を参照しながら、日本の更生保護施設による少年に対する支援の在り方を提案することにする。

二 日本における少年に対する更生保護事業

(一) 概観

更生保護施設とは、犯罪者・非行少年等を施設に宿泊させ、衣食住を提供し、就労援助、社会復帰のための指導等を行う施設であり、二〇一七年一月一日現在、全国一〇三施設が運営されている³⁾。

そのうち、少年を受け入れる更生保護施設として少年専用の更生保護施設と、成人と少年の両方を受け入れの対象とする更生保護施設とがある。現在、前者の少年専用の更生保護施設は、男子少年施設二箇所と男子・女子少年施設一箇所の計三箇所があり、後者の成人及び少年の更生保護施設は、男子施設が六九箇所、女子施設が七箇所、男女施設が五箇所、計八一箇所がある。これらの更生保護施設による少年の収容定員は男子が三二四人、女子が四九人であり、計三七三人までの収容が可能である⁴⁾。なお、自立更生促進センターにおいても、男子少年一二人の収容枠が設けられている。国立の更生保護施設に位置づけられる自立更生促進センターに関する詳しい内容は、後述することにする。

ところで、更生保護施設の行う更生保護事業では、現に改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に収容して、その者に対し、宿泊場所を供与し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適

応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業”の継続保護事業（更生保護事業法「第二条第二項）、継続保護事業として行うものを除き、宿泊場所への帰住、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その改善更生に必要な保護を行う事業”の一時保護事業（同法第二条第三項）、そして、連絡助成事業がある。ただ、一部の更生保護施設では、これらの更生保護事業に加え、少年という特性に応じた支援をも実施している。以下では、その具体例を紹介し、考察を行うことにする。

(二) 各更生保護施設による取組

1 家族関係の修復に向けた支援の例

更生保護施設へ入所する少年の中では、家族との関係に問題を抱える者が少なくない。

少年の保護者の中には、養育に対し、確固たる信念を持って一貫性を失ったまま少年に関与し、少年を過保護にし、あるいは、放任する者や、少年の非行による地域社会、学校への対応に追われ、保護者自身も精神的問題を抱える者も見られる。⁵⁾

一方、更生保護施設に入所した少年の中でも、家庭裁判所での審判で自分をかばってくれなかったから少年院に行くことになったと思ひ込み、保護者に対する不信感を抱く少年や、少年院を仮退院する際、保護者が受け入れてくれなかったことに怒りを抱いている少年等、様々な理由で保護者との関係に問題を抱える少年がいる。⁶⁾

しかし、犯罪をした者が不安定な家族関係の中で改善更生、社会復帰を成し遂げることの難しさは、かねてから指摘されてきた事柄である。それが、成人による保護を必要とする少年であれば尚更のこと、正常な家族関係を取り戻すことや、家族による支持を得ることは、少年の再非行・再犯を防止する上で、最も重要な要素であるといえる。

このような問題意識に基づき更生保護法人立正園（以下、立正園とする）では、すでに、少年の家族関係の修復に向

けた支援を実施している。

立正園は、男子少年一六人、成人男性四人を定員としているが、事実上、男子少年だけを受け入れ対象としている施設として、全国でも数少ない少年専用の更生保護施設の一つである。⁷⁾立正園では、少年と保護者の関係を改善するため、保護者のボランティア活動、親子キャンプ、宿泊面会、保護者会等の、家族関係の修復に向けた支援を行っている。⁸⁾

保護者のボランティア活動は、主に、調理補助や館内の整備・掃除を行うことを内容とする。親子キャンプは、二〇〇〇年から始まった処遇プログラムであり、親子関係の再整備に向けたカリキュラムを取り入れた一泊二日のキャンプのことをいう。近年は、親子デイキャンプも始められ、キャンプの機会を通じて、親子間の距離を縮めるための試みを行っている。⁹⁾そして、保護者会は、保護者同士が集まり、経験談や悩みを相談し合う場として、保護者の精神的負担を軽減させながら、少年との間で問題が発生した時の解決方法について考える機会を与える。

これらの活動は、少年の立ち直りのため多くの協力者がいること、そして、その協力者の一人として保護者自身が積極的に関わることの意識を保護者に持たせるきっかけになる。さらに、少年としては、保護者が自分のため労する姿を見ることで、保護者への感情に変化を起こす契機になるであろう。¹⁰⁾

2 職業訓練の支援の例

家族関係の修復に向けた支援に加え、少年に特化された支援として職業訓練を挙げることができよう。

職業訓練の必要性は、現在、就労支援が直面している限界にあるといえる。就労支援の結果、すべての対象者が犯罪とは無縁の生活を送るとするのは、あまりにも楽観的な見方であろう。就労支援を実施したところで、就労先で適応できず、トラブルを起こしたり無断で欠勤したりして、又すぐ仕事を辞めて、やがては、再び罪を犯すというケー

スは、決して珍しくない。特に、少年の場合には、それまでの社会経験が皆無であったり、もしくは、職に付いた経験はあるものの、長続きできなかったりして、就労に必要な基本的習慣とコミュニケーションの仕方を持ち合わせていないことが多々ある。それ故、少年に対する就労支援に先立って、職業訓練の実施が求められる。

ただ、更生保護事業として職業訓練の実施は、民間の更生保護施設ではほとんど見られず、今は、国立の更生保護施設ともいえる自立更生促進センターによる取組として推進されている。

本項では、まず、自立更生促進センターについて概観し、自立更生促進センターの中でも少年に対する職業訓練を実施する沼田町就業支援センターでの例を詳しく見ることにする。

(1) 自立更生促進センター

沼田町就業支援センターは、全国四箇所に設置されている自立更生促進センターの一つである。自立更生促進センターは、親族等や民間の更生保護施設等では円滑な社会復帰のために必要な環境を整えることができない刑務所出所者等を受け入れる施設であり、その目的と役割において「更生保護事業法」⁽¹⁾上の更生保護施設と共通する。しかし、一般の更生保護施設が民間の主体によって設置・運営されるのに対し、自立更生促進センターは、国の運営する施設として保護観察所に併設されており、国家公務員である保護観察官が二四時間三六五身体制で処遇プログラムを実施する点が大きく異なる。

現在、沼田町就業支援センターの他にも、福島自立更生促進センター、北九州自立更生促進センター、茨城就業支援センターが運営されている。これらの四つのセンターは、自立更生促進センターと就業支援センターとに分類することができる。

前者の自立更生促進センターは、概ね三か月間の入所期間をもって犯罪傾向等の問題性に応じた重点的かつ専門的な社会内処遇を実施する。そして、後者の就業支援センターは、農業等の職業訓練を実施しており、茨城就業支援セ

ンターが成人男子を、沼田町就業支援センターが男子少年を処遇の対象としている。

本稿は、少年に対する更生保護事業に焦点を当てているため、男子少年を受け入れている沼田町就業支援センターでの取組について詳述することにする。

(2) 沼田町就業支援センター

旭川保護観察所沼田駐在館に併設されている沼田町就業支援センター（以下、沼田町センターとする）は、自立更生促進センターの中でも少年を対象とする唯一のセンターとして、二〇〇七年一〇月開所された⁽¹⁷⁾。

沼田町センターは、少年院仮退院者及び保護観察処分少年の男子少年一二名を定員とする。少年の受け入れに際しては、①二六歳未満であること、②センターへの入所を希望していること、③農業実習に対する意欲を持っていること、④心身に著しい障がいがあることが認められないこと、⑤集団生活に馴染むこと、⑥強い粗暴傾向が認められないこと、⑦性非行の傾向が認められないこと、⑧放火癖が認められないこと、⑨薬物依存の状態でないこと、⑩保護観察期間が一年程度確保できること等の要件が考慮される⁽¹⁸⁾。だが、実際には、農業に対し抵抗を見せない程度の少年までも農業実習に対する意欲を持っていると捉えており、傷害・暴行を繰り返した少年であるとしても、強い粗暴傾向があると判断することは避け、保護観察期間に関しては概ね六月以上の期間が確保できるのであれば受け入れ、右の要件の適用において柔軟な姿勢を取っていることが見受けられる⁽¹⁹⁾。

ところで、沼田町センターでは、“実習農場等における職業訓練の実施”を目的の一つとして掲げており、少年に対し農業を用いた職業訓練を実施している。そのため、沼田町センターに入所した少年は、約一年にわたる期間、農業実習に参加することになる。

農業実習は、沼田町就業支援協議会⁽¹⁵⁾の運営する就業支援実習農場（以下、実習農場とする）で行われる⁽¹⁶⁾。実習農場では、選果場、シイタケ栽培施設三棟、肉牛肥育舎、イチゴ栽培施設二棟と、有機栽培・慣行栽培の畑があり、黒毛和

種の肉牛の肥育、椎茸、加工用トマト、観賞用かぼちゃ、じゃがいも、いちご、スイートコーン等を栽培している。特に、椎茸は、菌床の入庫、収穫、選別及びパック詰めまでのすべての生産工程に携わり、「雪中しいたけ」という名を付け、ブランド化している。⁽¹⁷⁾

農業実習は、週六日実施され、農業実習に参加した少年は、一日一、五〇〇円から三、〇〇〇円の手当を支給される。

(三) 考察

前節(二)では、日本における更生保護施設による少年に対する支援を、更生保護施設立正園と沼田町就業支援センターでの取組を通じて確認した。

立正園での家族関係の修復に向けた支援や沼田町センターでの職業訓練は、少年という特性に応じた支援として彼らの改善更生・社会復帰に資すると評価できる。ただ、これらの取組が少年による再非行・再犯への対策としてより有効性を高めるためには、改善すべき幾つの点がある。以下では、その課題点につき指摘し、検討したい。

まず、家族関係の修復に向けた支援については、専門性の欠如を指摘することができよう。

立正園を含め一部の施設では、家族関係の修復に向けた支援として少年と保護者両方への相談支援を実施しているが、全て施設の職員によってその都度行われる形式が採られている。現場で様々なケースを見て少年とその保護者を支援してきた職員のノウハウ等を否定するつもりではないものの、職員が行う相談支援の限界が懸念される。

その根拠としてまず、少年たちの性向の変化によって、以前よりその対応が難しくなったという現場での意見がある。例えば、「以前の少年は、問題の行動を起こしても職員と話し合って素直な気持ちをぶつけてきたが、最近の少年は、施設に在る間真面目に生活するものの、なかなか心の中を打ち明けてくれない」という意見や、「施設内でのルールに違反した場合、罰則として外出禁止にすると、以前の少年はそれが罰として通用したが、最近の少年は、部

屋に一日中いてもそれが苦痛ではないらしく、罰として機能していない」という意見等があり、少年に対する処遇の難しさが語られている⁽¹⁸⁾。もちろん、少年たちの性向を一概に説明することは難しく、まず、少年たちの性向の変化に関する専門的分析が求められるが、現場からのこのような指摘には注目せざるを得ないであろう。

さらに、限られた職員数で、幅広い更生保護事業の業務が行われていることも、専門家による相談支援の必要性を根拠づける。職員は、基本、相談支援の他にも更生保護事業全般の業務を担っており、それに加え、体系的で且つ専門的な相談を期待することは難しい。だとしたら、相談支援は、一般職員ではなく、少年相談に専門的知識を有する者に任せ、少年の特性に応じた適正かつ有効な相談支援を実現することが望ましい。例えば、少年を受け入れる施設に限定し相談専門職を配置することや、児童相談所との連携を図り定期的に相談専門職に来てもらうこと等の方法で、相談支援の専門性を高めるべきである。

次に、職業訓練支援における限界として、職種や訓練プログラムの限定性を挙げることができる。自立更生促進センターによる職業訓練は、農業といった特定の分野に限定されているが、少年の中には、当然、農業以外の分野の職業に興味を持つ者もいるであろう。もちろん、少年らの希望を全部聞いて、それぞれの意向に沿う職業訓練支援を行うことは現実的に難しいであろうが、それでも、現在の農業だけの職業訓練の実施は、改善を要すると言わざるを得ない。

なお、職業訓練の職種を増やしつつ、目的ごとに訓練プログラムを新設することも必要である。現在の職業訓練支援は、専門かつ高度の技術を教えるよりは、働く習慣を身につけさせるための基本的訓練に重点が置かれている。確かに、就労に対する意欲を喚起することや、働く上で必要な基本的姿勢を教えることは、職業訓練の果たす役割として重要な要素である。ただ、職業訓練というのは、この目的だけでなく、技術を持たない者に専門的技術を教えること、ひいては、就労に役立つ資格を習得させ、本人の希望する業界に就職できるようサポートすることも目的として

いる。したがって、職業訓練の目的を、就労に必要な基本的知識を教える「一次的目的」と専門的技術を持たせる「二次的目的」とに分け、それぞれの目的に合致するプログラムを設けるべきである。

最後に、少年に対する更生保護事業の全般にわたる課題として、支援の普遍性の欠如を指摘できよう。

立正園での家族関係の修復に向けた支援や、自立更生促進センターによる職業訓練支援は、当該施設に入所しない限り受けられないという点で大きな限界がある。そのため、実際は、かなり限られた人員だけが同支援を受けることができ、ほとんどの少年は、成人に対する更生保護事業となら変わらないそれを受けることになる。

もちろん、少年が一人の社会人として再び生活を営むために、住居支援や就労支援等といった基本的更生保護事業を受けることは大事である。しかし、少年が改善更生・社会復帰を成し遂げるには、それだけでは不十分な点があることも否めない。少年に対する精神面のサポートや、家族関係の修復に向けた支援は、少年が前向きに更生に臨むきっかけになり、職業訓練のような教育関連の支援は、少年に正しい職業観や就労に必要な技能を習得させ、少年から成人への成長を助ける役割を果たすであろう。

したがって、これらの少年に特化された支援を、より多くの少年が受けるよう体制作りを行うべきである。例えば、これらの少年に対する支援等を、全国どここの施設へ入所しても受けられるようにする取組や、施設に入所しなくても少年が更生保護事業を受けられるようにする取組等が考えられる。

三 韓国における少年に対する更生保護事業

(一) 少年犯罪の現況とその対応

韓国における少年に対する更生保護事業を理解するには、韓国の少年犯罪の情勢や、その対応を知る必要がある。よって、以下では、現在の韓国における少年犯罪の状況及び、少年法による対応につき簡略に説明する。

1 少年犯罪の現況

韓国では、一四歳以上一九歳未満の少年による犯罪行為と、一〇歳以上一四歳未満の少年による触法行為を少年犯罪として⁽¹⁹⁾いる。

少年犯の人員は、二〇〇八年度、一三万四、九九二人という最大人員を記録して以来減少傾向が見られ、二〇一六年度現在、七万六、〇〇〇人に留まっている。⁽²⁰⁾

少年犯罪を類型別に見ると、現在、(一)窃盜、横領等、贓物、詐欺を含む)財産犯罪が三万三、〇八八人と全体犯罪の半分弱を占めており、その次に、(二)恐喝、暴行・傷害等を含む)暴力犯罪が一万九、四七六人、交通犯罪が九、二五九人、(三)性暴力、殺人、強盜等を含む)強力犯罪が三、三四三人、著作権法律違反等を含むその他が、一万八、三四人である。こ
こ一〇年間、財産犯罪はずっと全類型の約五割前後を占めているが、暴力犯罪は減少の傾向にある。二〇〇六年度には全体犯罪の三五・三%が暴力犯罪であったものの、二〇一五年度には三〇・七%にまで減っている。⁽²²⁾なお、強力犯罪に関しては、殺人、強盜等は減少しているが、性暴力の人員と性暴力が強力犯罪で占める割合が増加しており、少年による性暴力への対応が求められるところである。⁽²³⁾

2 少年犯罪への対応

少年犯罪に対し検察官は、一般刑事手続の開始、あるいは、裁判所の少年部⁽²⁴⁾への送致を行う。

実際、少年に対する被疑事件の約六割を一般刑事手続として処理しており、起訴と不起訴処分にする事件がそれぞれ約一割、約五割を占めている。特に、早くから少年犯罪に対する条件付起訴猶予制度⁽²⁵⁾を積極的に活用していることも関連し、不起訴処分事件の約三分の二が、条件付起訴猶予を含む起訴猶予処分である。

一方、少年部に送致される事件は、全体の約三割である。少年部の裁判官は、調査又は審理を経て、刑事処分が必要であると判断した場合は検察庁に事件を送致し、保護処分が必要であると判断した場合は、保護処分に付する。

保護処分には、①保護者又は保護者の代わりに少年を保護できる者による監護委託（以下、保護者等委託とする）、②受講命令、③社会奉仕命令、④保護観察官による短期又は長期保護観察、⑤「児童福祉法」による児童福祉施設又は、その他の少年保護施設による監護委託（以下、少年保護施設委託とする）、⑥病院、療養所又は、「保護少年等の処遇に関する法律」による少年医療保護施設による委託（以下、医療保護施設委託とする）、⑦一か月以内、短期、長期の少年院送致がある（「少年法」第三十二条第一項）。

それぞれの保護処分は、全部又は一部を併せて付すことができる。例えば、短期又は長期の保護観察と保護者等委託、受講命令、社会奉仕命令を併せたり、少年保護施設委託、もしくは、一か月以内の少年院送致の処分と併せて付したりすることができる（同法三二条第二項）。さらに、保護観察官による短期又は長期の保護観察処分の場合、三か月以内の期間を定め、「保護少年等の処遇に関する法律」による代案教育、又は少年の相談・善導・教化に関する団体又は施設で相談・教育を受けさせることを命ずることもできる。もしくは、一年以内の期間を定め、夜間等の特定時間帯の外出を制限する命令を保護観察対象者の遵守事項として付することができる（同法第三二条の二）。

(二) 更生保護事業

刑事処分若しくは保護処分が付されても、本人と本人以外の外部の要因により、再非行・再犯に走る少年が少なくない。実際、少年犯罪者のうち、約七割が初犯で、その他は前科を有する少年であり、特に、四犯以上の少年の割合が、二〇〇七年の六・九%から二〇一五年の一三・六%まで増加しており、少年による再非行・再犯が深刻化している様子が見受けられる。⁽²⁷⁾

このような現状に対し、少年に対しより厳罰の対応をとるべきだとの世論もあるが、⁽²⁸⁾ 処罰を重くするだけの安易ともいえる対策は、少年法の目的とも合致せず、⁽²⁹⁾ 刑事処分若しくは保護処分を受けたにもかかわらず犯罪から抜け出せなかった少年のことを考慮しておらず、問題の本質を見損なった主張であるといえる。それよりも、少年が社会内で再び定着し、健全な成人として成長するよう、更生保護事業をもって少年による再非行・再犯を防ぐ方が望ましい。

韓国では、更生保護事業の実施主体として、韓国法務保護福祉公団と民間更生保護施設とがある。特に、前者の韓国法務保護福祉公団が中心となり、少年院（仮）退院者や刑務所出所者等に対する支援を実施している点に、韓国の更生保護事業の特色がある。

さらに、更生保護施設ではないものの、少年院退院者に対する社会復帰事業を行う機関として、韓国少年保護協会がある。この機関による事業も少年に対する更生保護事業として位置づけられよう。

本節では、これらの機関別に少年に対して行う支援の内容を見ることで、韓国における少年に対する更生保護事業を考察することにする。

1 韓国法務保護福祉公団

(1) 概観

韓国法務保護福祉公団（以下、公団とする）は、更生保護事業を効率的に推進するため設立された法人として（保護観察等に関する法律」第七一条）、本部を含め全国各地に二五箇所の支部・支所を設置している。

公団の支部・支所の中でも、ソウル西部支所（男子少年）、全南東部支所（男子少年）、光州南部支所（女子少年）の三つの支所が、少年に対する更生保護事業を専門的に担当する機関である。そして、もう一箇所、京畿南部支所が生活館に女子少年をも受け入れており、少年に対する更生保護事業を行う支所として位置づけられる。³⁰⁾

(2) 対象者

日本では、更生保護事業の対象者を法律で具体的に列挙している反面、³¹⁾韓国では、刑事処分、又は、保護処分を受けた者で、自立更生のための宿食の提供、住居支援、創業支援、職業訓練及び就業支援等による保護の必要性が認められる者（「保護観察等に関する法律」第三条第三項）を更生保護の対象者としており、その範囲を広く規定している。³²⁾この規定上、年齢による制限はなく、刑事処分、又は、保護処分を受けた少年も含まれると解釈することが自然である。

よって、少年院（仮）退院した少年、少年法上の保護処分に付された少年等を、更生保護の対象者として挙げられよう。これらの対象者の中でも、少年本人、又は、関係機関が保護観察所の長、公団、又は、民間の更生保護事業者に申請し、一定の審査を経て保護決定を受けた者だけが、実際支援を受けることになる（同法第六六条）。

(3) 支援の内容

公団では、更生保護事業として、宿食提供、住居支援、創業支援、職業訓練及び就労支援、出所予定者の事前面談、保護対象者の家族に対する支援、心理相談及び心理治療、事後管理、その他保護対象者に対する自立支援を行っている。

表1 2016年度公団における更生保護事業の実績

(単位：人)

更生保護事業	計画	実績	割合 (%)
寝食提供	2,712	2,273	83.8
職業訓練	2,433	2,882	118.5
就労支援	4,800	4,997	104.1
就労斡旋	4,221	4,715	111.7
創業支援	40	14	35.0
住居支援	152	152	100.0
援護支援	4,723	5,136	108.7
学業支援	800	973	121.6
事前相談	21,616	27,272	126.2
社会性向上教育	3,560	3,743	105.1
心理相談	4,285	5,103	119.1
事後管理及びメンターリング	10,611	12,327	116.2
家族希望事業	370	386	104.3
その他の自立支援	9,401	11,103	118.1
総計	69,724	81,076	116.3

※韓国法務保護福祉公団 HP 資料室

表2 2017年度ソウル西部支所における更生保護事業の実績

(単位：人)

更生保護事業	計画	実績	割合 (%)
寝食提供	57	55	96.5
職業訓練	39	53	135.9
就労支援	67	51	76.1
援護支援	84	100	119
学業支援	26	38	146.2
事前相談	373	546	136.4
社会性向上教育	77	86	111.7
心理相談	76	156	205.3
事後管理及びメンターリング	237	211	89.0
その他の自立支援	231	237	102.6
総計	1,267	1,533	121.0

※2017年1月から12月までの実績

※ソウル西部支所の内部資料

る(同法第六五条)。二〇一六年度現在、公団全体として八万一、〇七六人(重複あり)に対する支援が実施された。このうち、約六割強が、事前相談、事後管理及びメンターリング、そして、その他の自立支援である。

こうした実績の傾向は、少年を対象とするソウル西部支所でも同様に見られ、二〇一七年度現在、事前相談、事後管理及びメンターリング、そして、その他の自立支援が総計の半分以上を占めている。

一方、就労支援が比較的少なくその代わり学業支援や職業訓練が多いことや、心理相談の実績が多いことは、他の支所・支所では見られない態様である。⁽³³⁾ すなわち、ソウル西部支所での実績からして、公団では、少年という特性に応じた支援として、教育関連の支援や心理相談を通じた精神面のサポートに積極に取り組んでいることが分かる。

2 民間の更生保護事業者

(1) 概観

韓国における更生保護事業の主体として、韓国法務保護福祉公団の他、民間の更生保護事業者も欠かさない存在であるといえる。民間の更生保護事業者は、韓国教化福祉財団、世界教化更保協会、ダマン宣教会、バスカ教化福祉院、ヤンジトム(天使の家)、ビューティフルライフ、開かれた楽園の、計七箇所がある。このうち、ヤンジトム(天使の家)は、民間の更生保護事業者の中、唯一、身を寄せるところのない「少年」だけを対象として運営される社団法人である。⁽³⁴⁾

(2) 対象者

ヤンジトム(天使の家)は、一五人の男子少年を定員とし、二〇一七年一〇月現在一四人を保護している。⁽³⁵⁾

検察庁、裁判所、保護観察所、警察の各機関からの少年委託の要請に応じ、少年と相談して入所の可否を決めている。同施設では、宗教(カトリック教)に対し拒否的態度を示す少年や性的少数者は、受け入れていない。また、組

織犯罪や薬物犯罪の前歴のある少年に対しては、受け入れの審査に慎重を期している。それでも、相談を通じて入所まで至る少年は、全体相談件数の約八割に及んでおり、積極的に少年を受け入れている。⁽³⁶⁾

そして、同施設の入所少年は、施設の位置する地域内（全州市）の少年を基本としており、他地域の機関から要請があった時は、施設の定員に達していない場合だけ、少年を受け入れている。その結果、現在、定員の約三分の二が地域内少年で、その他が他地域の少年である。

また、同施設で受け入れている少年は、一四歳から一九歳までの年齢である。ただし、通学している少年、または、職業訓練を受けている少年であれば二〇歳を超えたとしても、施設で引き続き居住することができる。⁽³⁷⁾

ところで、近年、入所少年の類型に変化が生じているという。施設を立ち上げた当初は、少年院（仮）退院者を保護対象としており、主に、少年院退院者を受け入れていたが、現在は、保護観察処分に付されている少年を主な保護対象としている。実際、現在入所している一四人の中でも、一三人が保護観察処分に付されている少年である。

(3) 支援の内容

ヤンジトム（天使の家）で実施される支援は、「保護観察等に関する法律」第六五条に基づくものとして、公団による支援と共通する。ただ、創業支援や、住居支援等を含む通所支援を行わない点に、公団との違いがある。

具体的にいうと、ヤンジトム（天使の家）では、衣食住の提供（生活館での宿食、小遣いの支給、医療サービスの提供）から始め、相談活動（個別・集団相談、専門心理検査、進路探索、MMTIC提供）、専門教育（学校教育、高卒認定試験教育、人性教育、職業リハビリ教育、言語・会話教育、コンピューター教育、関心楽器教育）、特別活動（治療プログラム、文化体験、性教育プログラム、禁煙プログラム）等を実施している。⁽³⁸⁾

3 韓国少年保護協会

(1) 概観

前項1・2のような、更生保護施設の枠組みには入らないものの、韓国少年保護協会による少年の社会復帰事業が、少年に対する更生保護事業の一端を担っている。

韓国少年保護協会とは、「保護少年等の処遇に関する法律」第五一条⁽³⁹⁾及び、「保護少年等の処遇に関する法律施行令」第九一条⁽⁴⁰⁾に基づき設立され、少年院退院者の社会復帰を支援する社団法人である。

同協会は、韓国青少年自立支援生活館（以下、自立生活館とする）、創業保育企業、Y. E. S. センター（Youth Education Service center の略称）の三つの事業を行っている⁽⁴¹⁾。

自立生活館は、少年院出院者を一時的に保護しながら必要な支援を実施し、公団や民間の更生保護施設での取組と類似した役割を果たす。そして、創業保育企業としてベーカーリーカフェと印刷会社を運営し、少年らが直接企業を運営する機会を提供しており、Y. E. S. センターでは、専門的技術を教えることで就労に繋がるよう職業訓練を提供している⁽⁴²⁾。

本稿では、これらの事業の中でも、更生保護施設の基本的機能である住居支援及び就労支援を為している自立生活館とY. E. S. センターについて、詳しく論ずることにする。

自立生活館は、二〇〇一年五月義王（ウイワン）市で初めて「ジョンミョンゼ」という名で開館されて以来、二〇一八年五月現在、釜山、大邱、光州、全北、江原、大田、安養のそれぞれの地域に設置・運営⁽⁴³⁾されている。それぞれの施設は、少年院と隣接したところに位置し、特に、義王自立生活館は、ソウル少年院の所有する敷地内に施設が設けられている⁽⁴⁴⁾。

一方、Y. E. S. センターは、全国で一箇所施設を設けられている。同センターは、住み込みで職業訓練ができる

設備を備えており、技術教育及び実務教育を含む職業訓練を実施している。

(2) 対象者

自立生活館は、基本、帰る場所のない少年院退院者を優先的に受け入れている。ただ、その他にも、少年院等少年保護施設を仮退院した少年、創業保育企業に就労した少年、保護観察処分を受けた少年の中で裁判所から入居命令を受けた少年をも受け入れている。

一方、Y. E. S. センターでは、少年院退院者及び要保護少年に対し、職業訓練を実施している。具体的には、学校に通わない危機少年（日本でいうひきこもり少年）及び青少年施設の居住者、国民基礎生活保障⁽⁴⁵⁾の受給者及び国家報奨対象者⁽⁴⁶⁾、潜在的貧困層⁽⁴⁷⁾、ひとり親家庭又は、多文化家族に該当する者を受け入れている⁽⁴⁸⁾。

(3) 支援の内容

自立生活館は、帰る場所のない少年、もしくは、家庭の保護環境が少年の更生において不適切であると判断される少年を受け入れ、就労斡旋等の支援を行う。そして、就労先から居住地が遠く通勤のできない少年をも一定期間保護し、職業定着支援及び事後指導を行う⁽⁴⁹⁾。

Y. E. S. センターは、職業能力開発訓練と人性教育を内容とする職業訓練プログラムが用意されている⁽⁵⁰⁾。人性教育では、企業家精神、組織社会で必要な態度、顧客対応の作法等を教えており、職業能力開発訓練では、実習を中心とした教育プログラムを実施し、資格の習得、さらには、連携企業への就労を図っている⁽⁵¹⁾。自動車整備科、溶接科、ゴルフマネジメント科、IT科、コーヒーバリスタ科、小型建設機械操縦士科の六つの科があり、計六〇人を定員としている⁽⁵²⁾。職業訓練の結果、溶接技能士の資格やフォークリフト運転の資格等を習得した少年がいて、実際現場でインターンとして就職した少年もいる。

また、大学へ進学した少年も少なからずいる⁽⁵³⁾。

(三) 考察

1 評価

韓国での少年に対する更生保護事業で、評価すべき幾つかの点を以下で述べることにする。

まず、韓国の更生保護事業の中核を成している公団による取組から論ずる。

公団は、少年が生活館に入所しなくても改善更生・社会復帰に必要な支援が受けられるよう通所支援を行っている。実際、生活館に入所できる更生保護対象者は入所条件等により限定され、更生保護の支援が必要な者のすべてが生活館に入所できるわけではない。さらに、施設で生活することに偏見を持って拒否をする少年も少なくないというのが現状である。その中で通所支援の実施は、更生保護事業の必要なより多くの少年に、支援を施す方策になっていると思われる。さらに、この公団による支援は、全国統一の組織という公団の特徴から、全国どこの地域にいても、同等の水準が保証されている。⁽⁵⁴⁾これは、居住している地域によらずに少年に改善更生・社会復帰できる機会を与えることで、少年に対する更生保護事業の平等を図ることを意味していると思われる。

それに加えて、本文でも言及したように、韓国で少年に対する更生保護事業を実施する機関は、公団の他にもあることから、その少年に対する支援を行う主体の多様性についても評することができよう。

公団及び民間の更生保護施設だけでなく、少年院退院者の社会復帰を支援する目的で結成された少年保護協会の存在は、様々な選択肢を少年に与え、自分に合う支援を可能にしている。少年は、公団の生活館、民間の更生保護施設、少年保護協会が運営する自立生活館に入所し、各施設で提供する支援・処遇プログラム等を受けることができる。さらに、専門的な職業訓練等を受けることを希望する場合は、少年保護協会の運営するY. E. S. センターへ入所する選択もあり得る。

ところで、韓国では、少年に対する更生保護事業として、職業訓練、学業支援、そして、心理相談が充実しており、これらの支援に積極的に取り組んでいる点も評価できる。

まず、職業訓練支援は、少年の幅広い希望職種に対応しており、職業訓練の方法においても多様性を有している。具体的にいうと、公団は、委託先の職業訓練校での訓練と、公団の職業訓練場での訓練、就労支援の一環としての訓練をして、個人々の状況と希望に合う職業訓練が実現できるよう、様々な選択肢を設けている⁵⁶。公団の職業訓練場では提供していない訓練を受けたいとか、一般の職業訓練校で職業訓練の資格取得を希望する場合は、委託先の職業訓練校で訓練を受けることになる。一方、職員が刑務所出所者等に対する理解があり、似たような過去を持っている刑務所出所者等同士で訓練を受けられるということで、一般の職業訓練校より公団の職業訓練場での訓練を希望する者もいて、そのような者には、公団の職業訓練場での職業訓練を受けさせている。また、職業訓練を含む就労支援として、「HUG就業支援⁵⁶」があり、就労までの間ある程度、時間的余裕が持てる者が、希望により、職業訓練支援を経て就労支援を受けることができる。さらに、公団による職業訓練の他にも、近年、Y. E. S. センターが発足し、少年が住み込みで職業訓練を受けられるもう一つの選択肢が増えた。少年に対する更生保護事業の一つとして職業訓練支援の今後のさらなる充実を期待させるものであるといえる。

次に、学業支援について論ずることにする。

少年に、学校の正規課程を経て大学へ進学又は就労に進む一連の課程を経験させることは、その者の社会復帰を助けるもっとも有効な手段であり、ここに、学業支援の意義を見出すことができよう。それ故、公団は、生活館に入所した少年をなるべく学校に通わせるよう、指導している。ただ、学校に通う環境が整っていない場合は、中・高卒資格認定試験を受けるように勧め、試験のための塾に通わせている。二〇一七年二月現在、ソウル西部支所では、生活館に入所している少年一二人の中で、高校に在学している少年が一人、中・高卒資格認定試験を準備している少年

が九人で、入所少年の約八割が学業支援を受けている。なお、このような学業支援の積極的实施は、公団だけでなく民間の更生保護施設でも同様に見られる点である。ヤンジトム（天使の家）の場合、入所少年を学校に通わせることを原則としており、ほぼ全ての少年に学業支援を実施している⁽⁵⁷⁾。

最後に、心理相談に関して評価したい。

更生保護対象者の中では、社会復帰や家族関係等で悩みの一つや二つ持っている者が大半である。それがまだ成長期にある少年になると、その悩みの解決を一人で図ることはさらに難しいはずである。そのため、少年の改善更生・社会復帰には、精神的支援が必要であり、そのニーズに応える心理相談の支援が重要になる。すでに、専門家による心理相談を実施している公団の例は、評価すべきであろう。また、公団の各支部・支所では、心理相談の資格を持つ専門家が配置されている。そして、支援を開始する際はもちろん、生活館での日常生活の中でも相談を実施しており、少年の日頃の悩みに対応しつつ、更生への意欲を喚起している。

2 改善すべき点

一方、現在の韓国での少年に対する更生保護事業には課題もあり、その改善が求められる。

まず、更生保護事業に繋がる少年の数が少ないことが指摘できる。二〇一五年現在、少年院出院者の数は、二、二、二四二人であったが⁽⁵⁸⁾、同年公団に入所した少年の数は、一六五人に留まっている。もちろん、少年院を出た少年がすべて更生保護事業を必要とする者ではなく、少年院出院者の中で公団に入所した少年の割合を単純計算して、この問題を取り上げることは、現実からかけ離れた指摘になりかねない。ただ、更生保護の現場では、成人より少年の方が更生保護事業を求めてくる数が断然少なく、さらに、近年、少年院仮退院者に比して少年院退院者の占める割合が減少しているとの指摘があり、更生保護事業の必要な少年の多くが更生保護事業を受けられていない現状を問題視するこ

とができよう。⁽⁸⁹⁾

いくら良いシステムや制度を作ったところで、それを利用する者がいなければ、そのシステムや制度の機能を語ることはできない。更生保護の場合も同じく、少年に対する支援・処遇のシステムが整ったところで、それが必要である者に行き届かなければ、意味がないと言っても過言ではない。実際、更生保護事業が必要な少年の中では、自分がその必要性に気づいていない者や、その必要性に気づいているものの束縛されたくないという気持ちから更生保護事業を拒む者も少なくない。特に後者のケースとしては、少年院を出た少年が、一旦実家に戻ったが家出をし、友達の家やネットカフェ等を転々する生活を送ることがあるが、これらの少年が再非行・再犯に及ぶ危険があることは十分に予想できる。したがって、更生保護事業の必要な少年にその必要性を気付かせ、支援を施すことが重要である。少年院での指導の中で、更生保護事業に関する正確な情報を提供することや、社会復帰において更生保護事業の持つ重要性を教えること、少年院と公団、民間更生保護施設、そして、少年保護協会の間で緊密な連携を図り、更生保護事業の必要な少年が少年院を出てすぐ支援を受けることができるよう調整することが求められる。

少年院と、公団及び民間の更生保護施設、少年保護協会の連携の他、少年の更生保護を担う機関の間でも連携が必要である。言い換えれば、公団と民間の更生保護施設及び少年保護協会の間で、交流と連携を図るべきである。

というのも、これらの各機関は、少年の改善更生・社会復帰のための支援及び処遇を行う点が共通しているもの、お互いに持っているノウハウや情報交換のための場を定期的に設けたり、連絡を取り合ったりすることはない。各機関が連携を図ることになれば、少年に対する支援・処遇の質的向上が図られ、少年の様々なケースに各機関や職員が一緒に対応できるシステムの構築という効果が期待できる。もちろん、各機関が個別に支援体制の改善を試みることも重要であるが、同じ目標を有している機関同士が協力し合うことは、効率面においても推奨すべきことである。

最後に、少年の家族関係の修復に向けた支援を充実させるべきである。公団や民間更生保護施設の生活館に入所す

る少年の中には、すでに家庭が崩壊し帰る家のない少年や、関係を修復すべき家族のない少年がいる反面、関係修復が求められる家族を持つ少年もいる。このような少年に、家族関係の修復に向けた支援は、少年の改善更生・社会復帰を果たす上で、有効な役割を担うと思われる⁽⁶⁰⁾。それに、公団は二〇一四年からすでに、法務保護家族教育院という施設を設け、家族心理相談プログラム、家族親和プログラム、学業支援等を通じて家族関係の修復に向けた支援を行っている⁽⁶¹⁾。ただ、これらの支援の対象は、成人の更生保護対象者に限定され、少年の家族関係の修復に向けた支援としては機能していない。現在の家族関係の修復に向けた支援のシステムを十分活用し、今後は、少年に対する家族関係の修復に向けた支援が実施されることを期待したい。

四 少年に対する更生保護事業の今後の在り方

本稿では、日本と韓国両国それぞれの少年に対する更生保護事業の現状を確認し、評価すべき点や課題点等について考察を行った。これらの内容を踏まえ、結論として、現在日本の更生保護施設が少年に対する更生保護事業において直面している限界への改善案を提示し、今後、日本における少年に対する更生保護事業の在り方を論ずることにする。

第一に、更生保護事業の必要な少年がより多く支援を受けられるよう、通所型更生保護事業を実施すべきである。問題の所在でも言及したように、現在、少年院退院者の僅かな人員だけが更生保護施設又は自立準備ホームへ帰住し、更生保護事業を受けている。この現状について、そもそも更生保護事業を必要とする少年が少ないためであると説明することもできるであろう。しかし筆者は、少年院退院者の中でも帰住先のない少年、すなわち住居支援が必要な少年だけが更生保護施設に入所することに、より大きい原因があると思われる。

少年院退院者の中には、住居支援以外の更生保護事業を必要とする少年も多くいるはずである。例えば、一旦自宅に戻ったものの、なかなか就職できない者や、家族関係・交友関係を問題を抱え、心理相談を必要とする者等が考えられる。残念ながら、現在の制度上、且つ、実務上、これらの少年が更生保護施設へ入所せずに必要な更生保護事業を受けることは不可能である。それ故、韓国の例のように通所支援を実施し、更生保護施設に入所しなくても更生保護事業が受けられるシステムを設ける必要がある。ただ、すべての更生保護施設で就労支援や心理相談等の通所型更生保護事業を実施することは、人的・物的資源における限界がある民間の更生保護施設にさらなる負担となりかねない。⁽⁶²⁾ よって、各地域に通所型更生保護事業を行う一つの施設を指定する方法や、自立更生促進センターの増設や機能拡大を通じて自立更生促進センターを通所型更生保護事業の行う施設とする方法により、通所型更生保護事業を実現させるべきであろう。

第二に、少年に対する更生保護事業として、精神的支援を充実させるべきである。少年に対する精神面における支援は、少年の精神的弱さや少年の持つ可塑性という特性からして、大変重要であると言わざるを得ない。すでに現場では、このような認識に基づき、更生保護施設の職員が個人処遇として少年らの相談を行っており、必要に応じて保護者からの相談にも対応している。しかし、本文・二(三)でも言及したように、より専門的な心理相談を実施する必要がある。公団の各支部・支所に心理相談専門職を配置している韓国の例のように、少年を受け入れる施設に限定し相談専門職を配置することや、児童相談所との連携を図り定期的に相談専門職に来てもらうこと等によって、精神的支援の質的向上を図るべきである。

第三に、少年に対する学業支援や職業訓練等といった教育関連支援を実施すべきである。

現在、更生保護施設に居住しながら通学する者はほとんどいない。中・高卒資格認定試験の受験に意気込む少年がいなくもないが、その場合、仕事と並行しながら準備しなければならない環境にあるため、最後まで成し遂げること

が大変難しい⁽⁶³⁾。それ故、現在の更生保護施設で、学業支援の機能はほとんど果たされていないといつて良い。

しかし、他の多くの少年たちと一緒に学校に通わせることは、学力はもちろん、社会性を養う契機にもなるであろう。もちろん、学力があつたとしても、すべて健全な社会人として成長するわけではない。そこで、他の少年たちが当然のように経験することを同じように経験できるようにその機会を与えること自体が、更生への意欲に繋がり少年が立ち直る原動力になると思われる。なお、基本的学力を持たせることは、少年がより容易に社会に溶け込むことに有利に働くと思われる。

そして、基本的学力に加え、就職や仕事の仕方を教えたり、技術を持たせたりすることも、重要であろう。自立更生促進センターが職業訓練を実施してはいるものの、学業支援と同様、現在の更生保護施設で職業訓練支援はほとんど行われていない。しかし、職業訓練も当然、少年の改善更生・社会復帰において必要な教育である。そのため、少年に対する更生保護事業として職業訓練を実施することが求められる。

ところで、職業訓練支援を行う幾つかの方法が考えられる。例えば、地域拠点の更生保護施設を指定する方法、一般の職業能力開発校と連携する方法、自立更生促進センターを各地域に設置する方法等である。地域拠点の更生保護施設を指定する方法は、すでに更生保護事業を実施しており、犯罪者への理解があり、犯罪者の処遇にノウハウを持つている専門機関が職業訓練を行うことで、犯罪者に特化した職業訓練を実現できる長所がある一方、今の更生保護施設の規模では、多様な職種やレベルに対応して職業訓練を実施することが難しいという問題がある。次に、職業能力開発校に職業訓練を行わせることは、専門的且つ多様な職業訓練が受けられるメリットがあるが、まずは、職業能力開発校の協力が必須である。一方、各地域に自立更生促進センターを新設し、職業訓練支援を実施する方法は、対象者に特化された専門的支援が期待できるが、自立更生促進センターを全国に建てるには、地域住民の理解を得ることや設置にかかる費用とマンパワー等の問題で、実現がかなり難しいと予想される。

このうち、今の時点で最も実現の可能性が高い方法は、職業能力開発校と連携し職業訓練を実施する方法であろう。職業能力開発校と法務省が直接連携を図り、更生保護事業として職業訓練を実施する方法や、厚生労働省の協力を得て、求職者支援制度⁽⁶⁾を活用し、更生保護事業の対象である少年が職業訓練を受ける方法等により実現することができよう。ただ、将来的には、地域拠点の更生保護施設か自立更生促進センターによる職業訓練支援ができるよう、その体制を作ることも必要であろう。というのも、更生保護事業としての職業訓練には、更生保護の対象者に特化したプログラムや支援体制が求められるからである。

そして、なによりも、更生保護施設に入所した者だけが更生保護事業を受けられる構造や、その更生保護事業を受けられる期間がかなり制限されている現状に鑑みて、新しく導入する職業訓練支援は、更生保護施設に入所しなくても受けられる更生保護事業として通所支援の形をとるべきであろう。しかし、職業訓練の通所支援を含む通所型更生保護事業の導入には、現在の法制度を見直し、再整備する必要がある。現在の更生保護事業は、継続保護事業、一時保護事業、連絡助成事業で分類されているが、この分類に属しない処遇や支援（例えば、更生保護施設による薬物依存に関する処遇等）の場合、実際は更生保護事業であるにもかかわらず、法律上の更生保護事業に属しない矛盾が生じている。こうした問題は、新しい更生保護事業として通所型更生保護事業の導入においても同様に生じると思われ、改めて現在の更生保護事業の関連法制度を検討する必要があるが、その検討は今後の課題としたい。

〔付記〕 本論文は平成三〇年度慶應義塾大学大学院博士課程学生研究支援プログラムの助成を受けたものである。

- (1) 法務省法務総合研究所編『平成二九年版犯罪白書』（二〇一八）一二四頁。
- (2) 小林淳雄「更生保護施設入所少年等に対する処遇連携に関する調査研究事業について」更生保護と犯罪予防第三七巻第

- 一号 (二〇〇三) 一三二頁。
- (3) 拙稿「起訴猶予者の再犯防止に向けた更生保護施設の在り方——入口支援の実施を踏まえて」法学政治学論究第一一二号 (二〇一七) 二七四頁。
- (4) 更生保護ネットワークHP・<http://www.kouseihogo-net.jp/hogohoujin/institution.html> (最終閲覧日: 二〇一八年七月三日)。
- (5) 百瀬寛由「更生保護施設における少年の処遇と立ち直り」犯罪社会学研究第四〇号 (二〇二五) 四九頁。
- (6) 更生保護法人「紫翠苑」二〇一七年一〇月五日の聞き取りにより。
- (7) 百瀬・前掲注(5) 四一～四二頁。
- (8) 百瀬・前掲注(5) 四九～五〇頁。全国更生保護法人連盟「更生保護施設入所少年等に対する処遇連携に関する調査研究事業〔最終報告書〕」(二〇〇三) 二九頁。
- (9) 更生保護法人立正園『平成29年度活動報告』(二〇一八) 四～六頁。
- (10) 百瀬・前掲注(5) 四九頁。
- (11) 平成二六年三月総務省行政評価局「刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視 結果報告書」(二〇一四) 六六～六七頁。
- (12) 小林淳雄「北の大地で少年を育む——沼田町就業支援センターの取組について」罪と罰第四五巻第四号(二〇〇八) 二一頁、小林淳雄「沼田町就業支援センターの運営状況について」犯罪と非行第一五九号(二〇〇九) 一二六～一二七頁、法務省保護局観察課自立更生促進センター「沼田町就業支援センターの現状について——改善更生を支える地域の力」研修第七三〇号(二〇〇九) 四五頁。
- (13) これらの事項は、沼田町と結んだ協定によって定められた要件である。
- (14) 年齢条件に関しては、実際の二六歳未満という条件より、厳しく適用し、現在までの実績から鑑みて、二〇歳までの者だけを受け入れている(沼田町就業支援センター二〇一七年九月五日の聞き取りにより)。
- (15) 沼田町就業支援協議会は、就農希望者への総合的な支援を行うことを目的として設立された(沼田町就業支援センター・前掲注(14))。
- (16) 沼田町就業実習農場は、沼田町センターで生活する少年の他にも、農業後継者、新規就農希望者に農業実習を行っている

- (17) 沼田町就業支援センター・前掲注(14)。
 小林・前掲注(12)「沼田町就業支援センターの運営状況について」一三四頁、小林・前掲注(12)「北の大地で少年を育む——沼田町就業支援センターの取組について」二六頁、法務省保護局観察課自立更生促進センター班・前掲注(12)四五～四六頁。
- (18) 更生保護法人「紫翠苑」・前掲注(6)、更生保護法人「少年の家」二〇一八年六月一四日の聞き取りにより。
- (19) 「少年法」(法律第一万二九二号二〇一四年一月七日一部改正) 第四条(保護の対象と送致及び通告) 第一項 次の各号のいずれに該当する少年は、少年部の保護事件として審理する。
 一、罪を犯した少年
 二、刑罰法令に抵触する行為をした一〇歳以上一四歳未満である少年
- (20) 二〇一二年に少年犯の人員が一時的に増加しているが、これは、学校暴力が社会問題として浮上し、学校暴力への頑固な対応がとられた故の現象であるといえる(여성가족부『2017년 청소년백서』(2018) 404쪽)。
- (21) ここで交通犯罪は、「道路交通法」、「交通事故処理特例法」、「特定犯罪加重処罰に関する法律」により犯罪とされた行為を指す(여성가족부・前掲注(20) 406쪽)。
- (22) 법무연수원『2016년 범죄백서』(2017) 559쪽。
- (23) 법무연수원・前掲注(22) 574쪽。
- (24) 裁判所の少年部には、家庭裁判所の少年部と地方裁判所の少年部、そして、家庭支院のことをいい、二〇一六年度現在全国一三か所ある(여성가족부・前掲注(20) 439쪽)。
- (25) 二〇一六年度現在、少年犯罪者六万六九人の中、六一一三人が起訴され、三万二、二五人が不起訴処分を受けている(대검찰청『2017년 범죄백서』(2018) 712-713쪽)。
- (26) 条件付起訴猶予制度は「少年法」第四九条の三に基づき、捜査の最終段階で検察官が被疑者に損害賠償、一定の地域での出入り禁止、又は受講命令の履行等、一定の義務、あるいは負担を課し、これらを履行することを条件として公訴提起を免ずる制度のことをいう(拙稿「更生保護施設による薬物依存に対する処遇の在り方——条件付起訴猶予制度を活用した取組の提言」法学政治学論究第一一五号(二〇一七)二五九頁)。条件付起訴猶予制度に関する詳しい議論は、太田達也「起訴猶予と再犯防止措置——積極的活用と条件付起訴猶予の導入に向けて——」法律時報第八九卷第四号六一一頁、趙均錫

「韓国における条件付き起訴猶予の運用実態と改善方策」井田良ほか編「稚橋隆幸先生古稀記念・新時代の刑事法学(下巻)」信山社(二〇一六)六三〇～六五五頁、太田達也「条件付起訴猶予に関する一考察」井田良ほか編「稚橋隆幸先生古稀記念・新時代の刑事法学(下巻)」信山社(二〇一六)二六一～二九六頁を参照。

(27) 여성가족부·前掲注(20) 407-408쪽.

(28) 이은영 「소년사범제도의 엄벌화 경향에 대한 비판적 고찰」 교정복지연구 제42호 (2016) 35-40쪽, 안윤숙, 김홍주 「소년범죄자 재범방지를 위한 중간처우시설의 효율적 운영방안」 미국의 중간처우 시설 사례 분석을 중심으로」 한국범죄학 제9권 3호 (2015) 167쪽.

(29) 「少年法」前掲注(19)第一条(目的) この法律は、反社会性のある少年の環境の調整と品行の矯正のための保護処分等の必要な措置を行い、刑事処分に対する特別措置をすることで少年が健全で成長することを助けることを目的とする。

(30) 京畿南部支所は、元々女性支援センターとして運営され、成人女性及び女子少年を主な保護対象としながら女子専用の生活館を運営していて、男子少年に対する就業支援、進学支援等も併せて行っていた。ところで、二〇一八年一月から組織改編によって京畿南部支所に変更され、生活館は依然として女子専用で運営するものの、他の更生保護事業に関しては、男女問わず支援を行う予定である(韓国法務保護福祉公団京畿南部支所二〇一八年二月七日の聞き取りにより)。

(31) 更生保護事業法(平成二十五年法律第四十九号)第二条二項参照。

(32) ただ、更生保護の対象者は「保護観察等に関する法律」第三条第三項の要件を満たしながら、親族又は、縁故者等からの援助を受けられないか、又は、これらの者による協力だけでは十分でないかと判断される(「保護観察等に関する法律施行令」第四〇条第一項)ことが求められる。

(33) 就労支援の場合、ソウル西部支所では計画人員に比する実績人員の割合が約七六%に留まる一方、公団全体としては、約一〇四%に及んでおり、少年に対する就労支援は成人のそれと比べ、比較的消極的に実施されていることが見受けられる。しかし、学業支援や職業訓練、心理相談の場合、ソウル西部支所では、それぞれ、約一三五%、約一四六%、約二〇五%を占めている反面、公団全体としては、約一二一%、約一一八%、約一一九%に留まっており、これらの事業が成人よりは少年に対し積極的に実施されていることが分かる。

(34) 이은복 외 3명 『재범방지를 위한 범죄자처우의 과학화에 관한 연구(II)』출소자 재범방지를 위한 민간전문서실 확충방안... 조교단체의 참여와 대안안... 중심요로』(2011) 147쪽.

- (35) 一時期、女子少年も受け入れたこともあったが、現在は男子少年だけを対象としている(ヤンジトム(天使の家) 二〇一七年一〇月一七日の聞き取りにより)。
- (36) ヤンジトム(天使の家)・前掲注(35)。
- (37) ヤンジトム(天使の家)・前掲注(35)。
- (38) 이원복 외・前掲注(34) 151쪽.
- (39) 「保護少年等の処遇に関する法律」(法律第一万四一〇五号二〇一六年三月二十九日一部改正) 第五十一条(少年保護協会) 第一項 保護少年等を善導するため、法務部長官の監督の下、少年の善導に関する学識と経験の豊富な人事で構成される少年保護協会を置くことができる。
- (40) 「保護少年等の処遇に関する法律施行令」(大統領令第二万七四七九号二〇一六年九月五日一部改正) 第九十一条(支部等の設置) 法第五十一条に拠って設置された少年保護協会(以下「協会」とする)は、所管事業を円滑に推進するため、その支部又は、支会を置くことができる。
- (41) 「保護少年等の処遇に関する法律施行令」・前掲注(40) 第九八条(協会の事業) 第一項①保護少年等に対する教育活動の支援、②自立支援施設の運営等により少年院出院者の社会定着のための支援、③青少年に関する研究、資料の発刊と学術団体への支援、④青少年に関する善導・福祉事業、⑤その他、協会の目的を達成するために必要である事業。
- (42) 創業保育企業として、印刷・デザイン業(NC W I Z)、ペーカリーカフェ(想像ドリームカフェ)、カーケアセンター(想像ドリームカーケア)、チキン屋、洗車場等全国に九つの事業体を運営している。これら企業での収益はすべて、少年の創業保育資金として活用されている(박성훈 외 3명 『소년원생의 안정적 사회 정착을 위한 실태 조사 및 정책 지원 방안 연구』(2017) 82쪽)。
- (43) 김지선 『소년원 퇴원자의 사회복귀 프로그램 효율성 제고』(2007) 139쪽, 법무연구원・前掲注(10) 653-654쪽.
- (44) 서은영, 유옥영 『퇴소 청소년을 위한 자립지원 시설의 현황과 개선방안』(소년보호연구 제11호(2008) 126쪽, 대검찰청 『2017년 법무연감』(2018) 222쪽)。
- (45) 日本の生活保護に該当する。
- (46) 「国家報勲基本法」(法律第一四四五九号、二〇一六年二月二〇日一部改正) 第三条(定義) 第二項 『国家報勲対象』

者」とは、犠牲・貢献者とその遺族又は家族として、国家報勲関係の法令の適用対象者になり、その礼遇及び支援を受ける者をいう。

- (47) 生活保護受給の対象ではないが、ある程度の支援が必要であると認められる低所得層のことをいう。
- (48) 韓国少年保護協会 H P・<http://www.kjpa.or.kr> (最終閲覧日: 二〇一八年七月一三日)。
- (49) 서우정, 유옥영・前掲注(44) 126-127쪽.
- (50) 教育課程は、年間四六週間以上、一、四〇〇時間以上で構成されている。さらに、職業能力開発訓練と人性教育がそれぞれ、七〇%、三〇%の割合を占めている。
- (51) 韓国少年保護協会 H P・前掲注(45)。
- (52) 대검찰청・前掲注(44) 223쪽.
- (53) 박성호 외 5명・前掲注(42) 82쪽.
- (54) 太田達也「韓国における更生保護事業の特色と刑事政策的意義(二・完)」法学研究七七巻七号(二〇〇四)一一六頁。
- (55) 職業訓練は、通所支援であり、自宅に居住している少年であるか、民間の更生保護施設に入所した少年であるかを問わずに、実施される。ただ、公団の職業訓練場での職業訓練を受ける者は、例外はあるものの基本的に、公団の生活館で居住することとしている。
- (56) 雇用労働部との協力を得て二〇一一年から施行された事業として、個人別に作成された就業支援計画に沿って、段階的且つ統合的な就業支援プログラムを提供し、対象者が就職に成功した場合、就業者と事業主にそれぞれ、「就業成功手当」と「雇用促進支援金」を支給することを内容としている(시선만 「홍소자 지역사회 재활서비스의 국내외 현황과 시사점」보호관찰 제14권 2호(2014) 171쪽)。
- (57) 二〇一七年一〇月現在、中学生一人、高校生七人、大学生一人、職業訓練を受けている者が五人であるが、この職業訓練を受けている者は、すべて高校を卒業した者である(ヤンジトム(天使の家)・前掲注(35))。
- (58) 대검찰청・前掲注(44) 450쪽.
- (59) 韓国法務保護福祉公団ソウル西部支所二〇一八年二月六日の聞き取りにより。ヤンジトム(天使の家)・前掲注(35)。
- (60) 이형섭, 민원홍 「소년가석방자의 재범 위험 요인에 관한 연구」 교정연구 제44호(2009) 214쪽.
- (61) 家族心理相談プログラムは、家族深化相談(個人相談、夫婦相談、家族相談)、家族心理検査、そして、家族集団相談

(二) 家族以上の家族で相談) で、家族親和プログラムは、家族教育(ワークシヨップ及び講義)、家族キャンプ、文化体験行事で構成されている(法務保護家族教育院二〇一八年二月七日の聞き取りにより)。

(62) 太田・前掲注(54) 一二二〜一二四頁。

(63) 更生保護法人「少年の家」・前掲注(18)。

(64) 求職者支援制度とは、雇用保険を受給できない求職者が職業訓練によるスキルアップを通じて早期の就職を目指すための制度であり(厚生労働省HP・https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/index.html(最終閲覧日:二〇一八年七月二三日))、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」(平成二十三年法律第四十七号)に基づく。

朴 珠熙 (パク ジュヒ)

所屬・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

所属学会 日本刑法学会、日本刑事政策研究会

専攻領域 刑事政策

主要著作 「起訴猶予者の再犯防止に向けた更生保護施設の在り方——入口支援の

実施を踏まえて」『法学政治学論究』第一一二号(二〇一七年)

「社会的企業を活用した更生保護施設の就労支援——韓国における社会的企業の育成と更生保護施設との連携を契機として」『法学政治学論究』第一一三号(二〇一七年)

「更生保護施設による薬物依存に対する処遇の在り方——条件付起訴猶予制度を活用した取組の提言」『法学政治学論究』第一一五号(二〇一七年)